

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループが法と社会倫理に基づいて行動し、コーポレートガバナンスの実効性を高め、企業価値の向上に資することを目的として内部統制の基本方針を策定し、企業理念の実現に向けて、一層の経営の透明性と情報公開に努めてまいります。

< 企業理念 >

・私たちは、独自のSensing & Communication技術により、革新的な商品・サービスを創造し、安全・安心な社会の発展に貢献していきます。

< 経営方針 >

上記企業理念に基づき、次の長期ビジョンを実現していきます。

1. 世界の人々のより豊かな生活の実現をめざし、生活環境・地球環境・宇宙環境の監視、保全、活用に貢献するグローバルな企業となります。
2. 明星電気の有する独自の物づくり力とIHグループの広範囲にわたる事業とを結び付け、世界トップレベルの商品・サービスを創出します。
3. 明星電気社員は、誇りを持ち互いに尊敬しあえるプロフェッショナルとして社会への貢献、夢の実現に向けて常に挑戦しつづけます。

< 監視・監督の体制 >

(1) 取締役会

取締役会は取締役7名(うち社外取締役2名)と監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則毎月1回、法令等に定める重要事項や業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督致します。

(2) 監査役会

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、原則毎月1回、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議を行っています。また、監査役は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、当社の業務執行に関する適法性・妥当性を監査し、必要な助言・勧告等を行っています。さらに、会計監査人や社外取締役等と連携を図るため定期的に意見交換会を開催しております。

(3) 会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、法律の規定に基づいた会計監査を実施します。

(4) 執行役員制度の導入

当社は執行役員制度を導入しており、経営の効率化と責任の明確化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

・当社は、政策保有株式を保有しておりませんが、今後政策保有株式を保有する必要がある場合には、取締役会規程に基づき、取締役会で以下について決議・報告いたします。

政策保有に関する方針の策定および開示方法

保有目的や資本コスト等を踏まえた保有適否の検証および開示方法

政策保有株式に係る議決権行使基準の設定

【原則1-7 関連当事者間の取引】

・当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、当社が行う主要株主との取引は、一般的取引と同様、所定の手続きに基づき承認することとしており、その内容は有価証券報告書において開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

・当社は、企業年金の適切な運用・管理を行うため、総務人事部長・財務部長および労働組合代表者で構成される年金資産運用管理委員会を新たに設置します。また、当社の企業年金の運用受託機関に対するモニタリング機能を発揮するために、年金資産運用管理委員会メンバーに対して継続的な教育機会の提供等に努めてまいります。なお、これらの取り組みにおいて、企業年金の受益者と当社との間に生じ得る利益相反関係は十分に管理してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 当社は、経営理念や経営戦略、中期経営計画をホームページにて開示しています。

(ii) 当社は、コーポレートガバナンスの基本方針をホームページ、有価証券報告書および本報告書にて開示しています。

(iii) 取締役の報酬体系は、月額報酬、業績連動報酬により構成しており、会社業績との連動性を確保し、世間水準を考慮しつつ役位、担当業務に応じた職責や成果を反映した報酬体系としています。決定するに当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とした指名報酬委員会を設置し、当該委員会への諮問を経て取締役会において決定します。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から上記報酬体系の内月額報酬のみとしています。

(iv) 取締役候補者および監査役候補者については、経営に多様な価値観が反映されるよう性別・国籍などにとらわれることなく幅広い見地から人格・能力・経験・知識などを総合的に考え、当社の取締役および監査役としてもっとも適任と思われる人物を候補者としております。指名および選任に当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とした指名報酬委員会を設置し、上記方針に従い検討し取締役会で審議の上決

定します。取締役の解任にあたっては、以下に定める解任基準のいずれかに該当する場合、当該取締役の解任議案を株主総会に提出することを取締役会にて決定します。

(解任基準)

- 選任基準に定めるいずれかの要件を満たさなくなった場合
- 職務懈怠により、企業価値を著しく毀損させた場合
- 違法行為または公序良俗に反する行為を行った場合
- 健康上その他の理由により、職務執行に著しい支障が生じた場合
- その他解任について正当な事由がある場合

(v)当社は、新任候補者、社外取締役候補者および社外監査役候補者の個々の選解任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

(株主総会招集通知: <http://www.meisei.co.jp/ir/sokaikaiji/>)

【補充原則4 - 1 - 1】(取締役会から経営陣に対する委任範囲の概要)

・当社は、取締役会が自ら決議する事項を取締役会規程において次の通り定めています。

(1)株主および株主総会に関する事項

株主総会の招集および目的事項等

(2)株式に関する事項

募集株式の発行、自己の株式の取得、募集社債の発行等

(3)決算・財務に関する事項

計算書類・事業報告および附属明細書の承認、重要な財産の処分および譲受け、多額の借財等

(4)取締役、執行役員、組織等に関する事項

代表取締役の選定、執行役員の選解任、支店その他の重要な組織の設置・変更および廃止、支配人その他の重要な使用人の選任および解任、取締役および執行役員の利益相反引取等

(5)経営方針、事業再編等に関する事項

事業経営の方針、重要な事業の提携または提携の解消、事業譲渡または事業譲受け、子会社の設立等

なお、取締役会の決議事項以外の業務執行上の重要事項については、最高経営責任者(CEO)を議長とする経営会議にて十分に審議しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加え、以下の基準に基づき独立性を判断します。

(1)大株主との関係

現在および過去5年間に於いて当社の議決権所有割合10%以上の大株主ではない(法人の場合は取締役、監査役、執行役、執行役員および従業員)。

(2)主要な取引先等との関係

以下に掲げる当社の主要な取引先等の取締役、監査役、執行役、執行役員および従業員ではなく、また、過去5年間に於いて業務執行取締役、執行役、執行役員ではない。

・当社グループの主要な取引先(直近事業年度の取引額が当社の連結売上高2%以上を占めている)

・当社グループを主要な取引先とする企業(直近事業年度の取引額が取引先の連結売上高2%以上を占めている)

・当社の主要な借入先(直近事業年度の事業報告における主要な借入先)

(3)専門的サービス供給者との関係(弁護士・公認会計士・コンサルタント等)

当社から役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等ではない。

(4)会計監査人との関係

当社の会計監査人の代表社員、社員ではない。

(5)役員等の相互派遣の関係

当社と相互に取締役、監査役を派遣していない。

(6)近親者との関係

当社グループの取締役、監査役、執行役員およびこれらに準じた幹部従業員の配偶者または2親等内の親族ではない。

また、(1)から(4)に掲げる者*の配偶者または2親等内の親族ではない。

*大株主、主要な取引先等が法人である場合、その取締役、監査役、執行役、執行役員およびこれらに準じた幹部従業員に限る。

上記に加えて、社外役員候補者の指名にあたっては、年齢、兼任状況、就任期間等についても考慮することとする。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会のバランス・多様性および規模に対する考え方)

・当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方と一致しており、その基準については、原則3 - 1の記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役・監査役の兼任状況)

・当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。詳細については当社のホームページをご参照ください。

(<http://www.meisei.co.jp/ir/sokaikaiji/>)

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会全体の実効性分析・評価の結果概要)

当社は、取締役会の実効性を高める取り組みとして、2018年度に取締役会評価を実施しております。

具体的な実施内容は、以下のとおりであります。

・取締役および監査役全員を対象としたアンケートの実施。アンケート項目は、取締役会の構成・取締役会の運営・社外役員に対する情報提供等。

・アンケートの分析結果を、取締役会としての自己評価としてとりまとめ、改善すべき課題を抽出。

【2018年度の評価の概要】

当社取締役会の実効性は十分に確保できているものと分析・評価しています。

課題であった取締役会の運営における資料の記載や説明の工夫、社外役員に対する資料送付の早期化などについては一定の改善が確認されました。

当社取締役会は、引き続きこれら課題の更なる改善に向け、解決につながる施策を継続し、取締役会の実効性を更に高める取り組みを進めていくこととしています。

【今後の取組み】

2019年度以降も同様の評価を実施する予定です。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役のトレーニング方針)
・当社の新任取締役・新任監査役及び新任執行役員は、就任後速やかに法務、コンプライアンスを含む外部研修プログラムに参加しています。また、役員を中心とした経営幹部による事業計画等に係る研修を年1回実施するとともに必要に応じ取締役、執行役員及び監査役に対し研修機会を設けています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。
(1) 管理部門を担当する取締役がIR活動の統括を行い、総務部門長、財務部門長が補佐し、総務人事部にIR担当を置いております。
(2) 重要情報の収集、共有化、開示、保存その他IR活動全般について情報共有を図るため、総務部門、財務部門から構成する連絡会を設けております。
(3) 当社は開かれた株主総会とし、基本は株主総会において株主と建設的な対話に努めることとしていますが、その他個別の対話、主要株主への決算説明、展示会等を利用した株主との対話を行っております。
(4) 対話にて重要な株主の意見等が把握できた場合は、速やかに経営幹部に報告し検討します。さらに必要に応じ、取締役会へ報告等を実施します。
(5) インサイダー情報の管理については、社内規程である「情報開示に関する規程」において重要情報の管理体制ならびに開示に係る体制を定め、対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社IH!	6,772,000	51.02
日本電気株式会社	263,477	1.98
荒井 忍	221,800	1.67
MSIP CLIENT SECURITIES	200,868	1.51
KKエステート株式会社	79,000	0.59
BANK JULIUS BAER HK FAO KOICHIRO YAMADA	71,000	0.53
有限会社新井経済研究所	70,000	0.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	68,900	0.51
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	66,900	0.50
光陽ホールディングス株式会社	66,500	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社IH! (上場:東京、名古屋、札幌、福岡) (コード) 7013

補足説明更新

1. 大株主の状況は、2019年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社およびそのグループ会社との取引金額ないし取引条件の決定方針については、市場価格等を勘案して、一般の取引条件と同様に完全に独立して決定しており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対処しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山下 守	他の会社の出身者											
中川精二	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下 守	○	独立役員	山下守氏は、日本電気株式会社において執行役員を、日本アビオニクス株式会社で代表取締役執行役員社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただけることから社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
入澤 武久	○	辯護士 独立役員	入澤武久氏は弁護士としての専門知識、経験を有しており、その専門性と経験を当社監査機能強化に活用して頂くため、また、会社経営に関する諸事項について法務的観点から意見・提言を行っていただくことができることから社外監査役に選任しております。また、入澤武久氏と当社の間で顧問契約は締結しておらず、取引所が定める独立要件を充足した一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であるため、独立役員として選定しました。
中村 明弘	○	独立役員	中村明弘氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識と経験を有しており、その専門性と経験を当社監査機能強化に活用して頂くため、また、当社の健全な経営に活かすために社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

制度導入については、現在検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

開示手段 有価証券報告書、事業報告

2018年度の全取締役の総額および全監査役の総額を以下の通り開示しております。

区分	人数	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取締役	6名	86百万円	年額200百万円
(うち社外取締役)(2名)		(7百万円)	
監査役	3名	18百万円	年額36百万円
(うち社外監査役)(2名)		(7百万円)	

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。
取締役の報酬体系は、月額報酬、業績連動報酬により構成しており、会社業績との連動性を確保し、世間水準を考慮しつつ役位、担当業務に応じた職責や成果を反映した報酬体系としております。月額報酬は定額とし、業績連動報酬は毎期の業績の達成度によって変動いたします。業績連動報酬に係る主要な業績評価係数は営業利益率を採用しております。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標であり、業績連動報酬の基準として最も合理的であると考えております。
なお、取締役の報酬制度および報酬額については、代表取締役社長、独立社外取締役及び総務人事部担当取締役を構成員とした指名報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定しております。
監査役の報酬は、常勤または非常勤の別、監査業務の分担状況等を勘案し、監査役の協議によって各人の基本報酬額を決定しております。なお、月額報酬は定額としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役に対して総務人事部または取締役会事務局より取締役会開催の通知および事前に資料の送付をしております。また、その他必要な情報についても適宜提供しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
高田 成人	顧問	当社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言	常勤・報酬有	2019/06/19	——

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1名
--	----

その他の事項 更新

顧問は、当社の経営の意思決定及び業務執行には関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制の概要
当社は会社法に基づく機関として株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。その他任意に設置する委員会等として経営会議、指名報酬委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、リスク管理委員会及び内部監査室を設置しております。

・取締役会
取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成され、原則毎月1回、法令等に定める重要事項や業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。

・監査役会
監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、原則毎月1回、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または

決議を行っています。また、監査役は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、当社の業務執行に関する適法性・妥当性を監査し、必要な助言・勧告等を行っています。さらに、会計監査人や社外取締役等と連携を図るため定期的に意見交換会を開催しております。

・会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、法律の規定に基づいた会計監査を実施します。

〔その他任意に設置している主な委員会等〕

・経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成され原則毎月1回開催し、当社の事業計画等に関する重要事項の審議・決定を行っています。

・指名報酬委員会

指名報酬委員会は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を高めることを目的に取締役会の諮問機関として設置しており、代表取締役社長、独立社外取締役、総務人事部担当取締役で構成しております。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、倫理・法令を遵守し、社会の信頼に応える企業活動をより一層推進するため設置しております。

・内部監査室

内部監査室は、内部監査を主管し監査役会及び会計監査人と連携を図りながら内部監査・監督機能を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当社の事業内容や事業規模等を総合的に勘案した上で、十分な執行、監査・監督体制が構築できるものと判断し、以上2項のような企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主様に出席いただくため「集中日」を避けて開催しております。
その他	定時株主総会は、議事要領や報告等のご説明をビジュアル化(製品写真・図表・グラフを多用)して行い、出席株主の方へ判りやすいご報告やご説明に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	経営方針、安全・品質・環境方針、中期事業計画、決算資料(決算短信)、経営概況、公告、株式情報、株主総会情報、IRプレスリリース一覧を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	明星電気グループ基本行動指針において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	品質・環境方針を制定し、全社掲示をしております。また明星電気グループ基本行動指針において「私たちを取り巻く人々や社会・環境に対する責任」を規定し、それに基づき活動しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効性を高め、もって企業価値向上に資することを目的として、会社法(平成17年法律第86号)の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務、ならびに当該株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めております。その具体的な内容は以下のとおりであります。

1. 取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規程を制定し、取締役・従業員はこれらを遵守する。
取締役は、職務執行にあたっては業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。
(1) 規程の整備
「明星電気グループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを整備する。
(2) コンプライアンス活動体制
コンプライアンスに関する活動は、「コンプライアンス委員会」が当社グループ共通の活動方針を策定し、各部門の活動計画や全社への教育を通して従業員に展開する。
(3) 活動状況の確認と是正のための体制
各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査室」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」の相談・通報の窓口を社内外に設けることで、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。
2. 情報の保存および保管に関する体制
取締役会は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存および保管する場合の管理体制について「文書情報管理基本規程」を整備する。
取締役および従業員は、「文書情報管理基本規程」の定めるところにより、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存および保管する。
3. リスク管理に関する体制
取締役は、当社グループのそれぞれ担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は、当社グループの業務執行に係る種々のリスクとして、リスクの評価・識別・監視の重要性を識別し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。
取締役は、当社グループのそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社グループの業績、財政状態および株主に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会および監査役会に報告する。
4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催する。また、毎月常勤の取締役ならびに執行役員等が出席する経営会議を開催し、当社の重要事項について審議する。
取締役は、毎期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行い、月次で目標の達成状況を確認することによって、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
取締役は、各種規程を整備し、当社グループを管理・監督・指導する主管部門を定め、グループ企業を含めた当社グループの事業全般に対して、責任あるガバナンスが確保できる体制を整えとともに、重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項
監査役は、監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置くことができる。監査役事務局の人事に係る事項は監査役との協議に基づき、取締役会の決定により定める。監査役事務局を置く場合、監査役事務局は監査役の指示に従うものとし、取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保および監査役の指示の実効性の確保に留意する。
7. 監査役の監査に関する事項
監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。また、監査役が職務執行上必要とする費用は、会社がこれを負担する。
8. 監査役への報告に関する事項
取締役および従業員は、監査役または監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。
なお、当該報告をした者は報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

明星電気グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持ちません。また、同勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、取締役および関係部署が一致協力して組織的に対応し断固としてこれを拒絶いたします

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

倫理・法令を遵守し、社会の信頼に応える企業活動をより一層推進するため、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会の設置および内部通報制度の「明星コンプライアンス・ホットライン制度」を導入しております。

また、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するため、個人情報の適切な取り扱いにかかる体制を整備し、全社員への周知徹底に取り組んでおります。